

「いじめ防止基本方針」

～一人の子どもを大切にするために～

～一人一人の児童が生き生きと生活するために～

◇ もくじ ◇

- 本校におけるいじめのとりえ
- Ⅰ 本校における取組
- Ⅱ 「いじめ防止 これだけは！」（岐阜県教育委員会）より
- Ⅲ いじめの未然防止
- Ⅳ いじめの早期発見・いじめ発見のポイント
- Ⅴ いじめの早期対応
- Ⅵ 重大事態への対応
- Ⅶ いじめ防止の対策のための組織 関係諸機関との連携（関係諸機関連絡表）

○ 本校におけるいじめのとりえ

【いじめの定義】

「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

【いじめ解消の定義】

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している状態」とは次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの条件が満たせていても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

<①いじめに関わる行為が止んでいること>

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

<②被害者が心身の苦痛を感じていないこと>

「いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通し、その安全安心を確保する責任を有する。「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は等がいじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

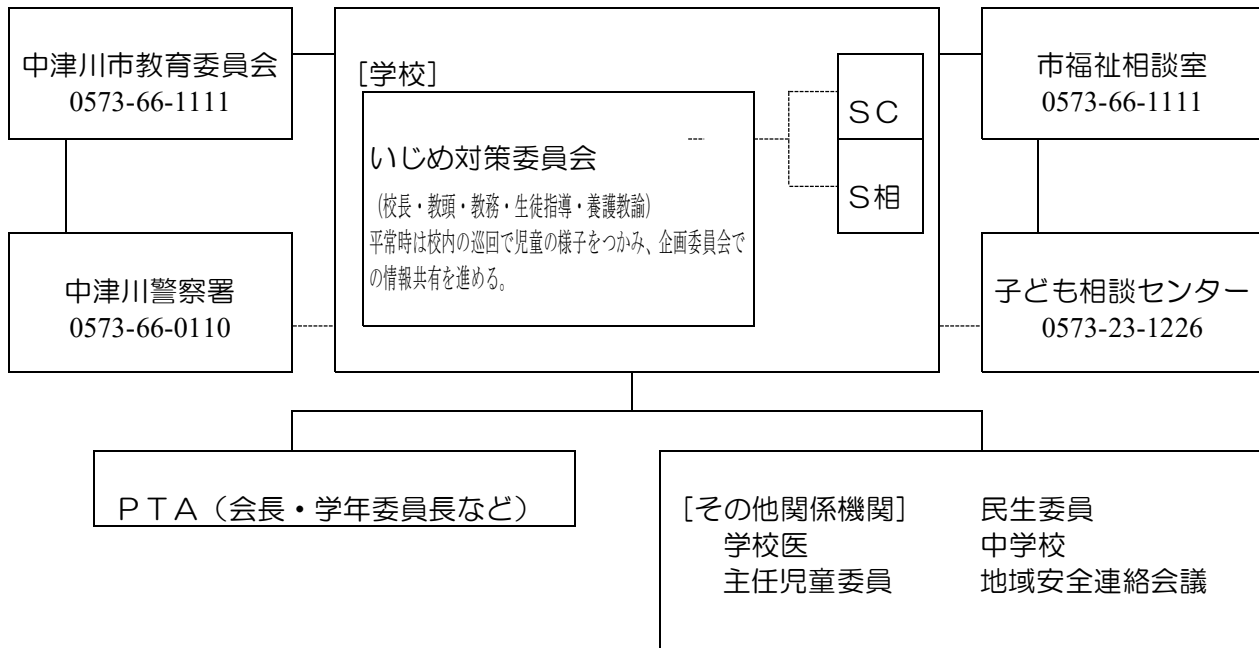
本校においては、いじめによる児童の健全な発達の阻害を防ぐため、次の取組を進める。

- ・いじめ防止、いじめ対策のための組織の設置と定期連絡会の開催
- ・いじめを未然に防ぐ、あるいは早期に発見することに関連した指導の年間計画の策定と実践
- ・いじめの事案発生時の対処マニュアル策定と共通理解

(1) 各取組の具体

①いじめ防止、いじめ対策のための組織の設置と定期連絡会の開催

本校においては、いじめ防止・いじめ対策のために、いじめ対策委員会を設置し、次のように各機関と連携する仕組みを構成する。



学校における「いじめ対策委員会」を核としながら、いじめ防止・いじめ対策のための取組を進めていく。また、この組織の構成メンバーによる定期連絡会を位置付け（企画委員会を活用）児童の様子を把握、共有する。さらに、学校を訪問される各機関の方々には、積極的に児童の様子を見ていただく機会を設け、外部の視点から学校の子どもたちを見た率直な印象を尋ねるなどして、様々な視点から児童の様子をつかむように努める。

いじめ事案を認識した際には、対策委員会のメンバーが、委員会を招集し、対応にあたる。この委員会は迅速かつ適切に行われるようにする。

②いじめを未然に防ぐ、あるいは早期に発見することに関連した指導の年間計画の策定と実践

未然防止、早期発見のために、次のような考え方で指導にあたる。

(i) 未然防止について（詳細は「いじめの未然防止」を参照）

【未然防止】いじめはどの子にも起こりうる と認識する。

学校においては、◇子どもの「居場所」づくり ◇子ども同士の「絆」づくりを目指す。
○いじめに向かわせないために取り組むべき課題
子どもが「生活の規律が整う」「学力向上を自覚する」「自己効力感をもつ」こと

居場所と絆のある学校・学年づくり | 生命や人権を大切にする指導

子ども一人一人に対し、親身になって寄り添い、
いじめが起きない「望ましい人間関係を築く力」を育む

(ii) 早期発見について（詳細は「いじめの早期発見」を参照）

【早期発見】子どものささいな変化を、指導に生かす。	
◇気になる変化を可能な限りメモを残す。（誰が、いつ、どこで、何を、なぜ、どのように） ◇気づいた変化、得た情報は、確実に共有する。 （生徒指導、または、管理職へ報告し、確実に情報共有し、必要に応じて全職員へ共有） ◇いじめにつながる事案は、速やかに対策委員会を開き、迅速に対応する。	
【日常的に行うこと】些細な変化に気付く <input type="checkbox"/> 健康観察の様子、どんな表情か <input type="checkbox"/> 自分づくりノートの日記の書きぶり <input type="checkbox"/> 休み時間の過ごし方 等	【定期的に行うこと】子どもの心を探る <input type="checkbox"/> お話タイムの実施（年に3回程度） <input type="checkbox"/> 心と体の健康調査の実施（年に10回程） <input type="checkbox"/> 生徒指導研修の実施（毎週）
相談しやすい環境づくりを土台とすることを心がける。（本人や周囲の仲間から、保護者から）	

上記のような考え方を土台として、次のように年間計画を策定し、取組を進める。示されている行事において、いじめの未然防止、早期発見の視点ももちながら指導にあたる。

<いじめ防止対策のための年間計画（未然防止に関わって）>

	「居場所」と「絆」のある学年・学級づくり	生命や人権を大切にする指導
4月	学級開き 全校地域（危険箇所・子ども110番の家確認とお願いの挨拶）	集団下校（危険箇所・子ども110番の家確認） 命を守る訓練①・不審者対応訓練 引き渡し訓練 交通安全教室・自転車教室（4年生）
5月	ペア掃除開始 みなみ遊び（縦割り遊び）開始	
6月	宿泊研修（5年生） 修学旅行（6年生）	命の教育の日 安全集会・プール指導
7月	全校地域（振り返り、練習、地域遊び）	救急救命講習会（6年）
8月	夏休みの地域活動（ラジオ体操、子ども会） 全校地域（振り返り、練習、地域遊び）	集団下校
9月		命を守る訓練②
10月	運動会 校外学習	命の教育の日
11月	仲間と高め合う学習週間	ひびきあいの日
12月	全校地域（振り返り、練習、地域遊び） 歌声交流会	集団下校
1月		薬物乱用防止教室（6年）
2月	新入生半日入学	命の教育の日 命を守る訓練③
3月	バトンタッチ集会 6年生を送る会 全校地域（引き継ぎ、子ども110番へのお礼の手紙） 学級解散式	集団下校

<いじめ防止対策のための年間計画（早期発見に関わって）>

	日常的に行うこと	定期的に行うこと
4月	挨拶、健康観察への反応確認 自分づくりノート・家庭学習の点検 学年会（ブロック会）での子どもの姿の交流 職員打ち合わせ（毎週）での子どもの姿交流 5校連携シートの作成・継続的な見届け	いじめ基本方針説明・授業参観（保護者懇談）こころとからだの健康調査
5月	↓	おはなしタイム①（二者懇談） こころとからだの健康調査
6月		授業参観（保護者懇談） こころとからだの健康調査
7月		保護者懇談 こころとからだの健康調査
8月	個別配慮を要する児童への指導・支援	
9月		こころとからだの健康調査 おはなしタイム②
10月		こころとからだの健康調査
11月		こころとからだの健康調査
12月	冬休み中の個別指導計画の作成 問題行動調査の集計・報告	こころとからだの健康調査 保護者懇談
1月		保護者アンケート こころとからだの健康調査 おはなしタイム③（適宜）
2月		授業参観（保護者懇談） こころとからだの健康調査
3月	5校連携シートのまとめ・引き継ぎ 問題行動調査の集計・報告	こころとからだの健康調査

*こころとからだの健康調査は、毎月行い、その日のうちに生徒指導、養護教諭、管理職で目を通し記述内容を確認する。気になる記述がある児童には必ず話を聞く。その時に児童が話した言葉を赤ペンで書き残す。いじめ事案については、早急に生徒指導主事に報告し、対応する。最低でも3ヶ月間指導や見届けを継続する。

*5年間保存の義務があるので、必ず懇談の記録を残して生徒指導に提出する。管理職にも目を通してもらう。

Ⅱ 「いじめ防止 これだけは！」

中津川市立南小学校

いじめをしない！させない！許さない！

いじめの基本認識

いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る

【いじめの定義】 <いじめ防止対策推進法第2条より>

「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる物を含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

教師の心構え

教師は、いじめを許さず、子どもをしっかり守る！

そのために…

1. すべての教職員が一致協力した指導体制をつくる。
2. 未然防止を目指しながら、早期発見・早期対応に最大限努力する

【未然防止】 ◎子どもの「居場所」づくり，子ども同士の「絆」づくり！ ◎「分かった，できた」と思える授業！ ◎未然防止の組織的な体制づくり！	早期発見・早期対応 ◎組織的な発見・対応！ ◎報連相を素早く ◎正確な事実確認！（即日，個別，同時）
【保護者との連携】 ◎日常的な情報交換から信頼関係を！ ◎迅速で誠実な対応を（即日，訪問）	【関係機関との連携】 ◎市教委，生活安全課，市民福祉部子ども家庭課，子ども相談センター等必要に応じた連携を！ ◎5校（一中・二中・東小・西小）との連携を！

<「いじめ」指導への基本的な考え方>

- 人間ならば必ず「いじめの芽」を持っている。私たちは『いつでも，どこでも，誰にでも』いじめは生まれるという基本認識に立っていじめに対応すべきと考える。そのために，些細な日常の中に起こる『おや？』という感覚（違和感）を見逃すことがないように，教師自身が人権感覚を磨く。『いじめはあるはずだ』という意識で取り組むことが大切である。
- いじめは本能であるととらえる。ただ，その本能をコントロールできる「理性」を持っているのも人間である。そのためには自尊感情を育て，相手を思いやる心を醸成することで明るく前向きに生きる児童に育てていくと考える。そのためにわかる授業を進めて「学校が楽しい。学ぶことが楽しい。」という環境に変えていくことがいじめの未然防止につながる。
- けんかやふざけ合いであっても見えないところで被害が生じている場合もある。背後にある事情を調査し，児童の感じる被害性に焦点を当ていじめに該当するか否かを判断していく。

Ⅲ いじめの未然防止

中津川市立南小学校

- ◇いじめは、どの子にも起こり得るもの
 - ◇いじめは、自分からは言いづらいもの
 - ◇いじめは、見ようと思って見ないとみつからないもの
- だからこそ、子ども一人一人に対し、親身になって寄り添い、
いじめが起きない「望ましい人間関係を築く力」を育む指導が重要！

「いじめ防止 これだけは！（平成 25 年度 4 月岐阜県教育委員会）」より

未然防止の考え方

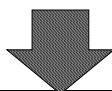
いじめはどの子にも起こり得るという事実を踏まえ、全ての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。また、未然防止の基本は、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

- ◎未然防止のポイント ◇子どもの「居場所」づくり
- ◇子ども同士の「絆」づくり

○いじめに向かわせないために、主に学校で取り組むべき課題

「規律」「学力」「自己有用感」

～『生活の約束を守って自分が成長できた』，『勉強が楽しい』，『自分は学級・学校で必要とされている』という実感を持った児童～



<p>「居場所」と「絆」のある学校・学級</p> <ul style="list-style-type: none">□「学習規律」が確立されている学級□「分かった，できた」と思える授業□「みんなと活動すると楽しい」と思える学級・学年□「共感的な人間関係づくり，自発性・自治力」を磨く特別活動 (学年行事，児童会活動)	<p>生命や人権を大切にする指導</p> <ul style="list-style-type: none">■「生命の尊重の精神や人権感覚を養う」ための人権教育■人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」を学ぶ道徳教育■「情報端末の危険性」を学ぶための情報モラル教育■いじめに特化した教員研修会
--	---

子ども一人一人に対し、親身になって寄り添い、
いじめが起きない「望ましい人間関係を築く力」を育む指導が重要！

いじめは、早期発見→早期対応（事実確認と情報共有）が大切！でも、解決はいそぎすぎない！

Ⅳ いじめの早期発見

中津川市立南小学校

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながると認識すべきである。早期発見のためには、日頃から教師と児童と人間関係を良好にし、信頼関係を構築することが重要である。

いじめは、教師や保護者、大人が気づきにくいところで起こっており、潜在化しやすいということを強く認識しなければならない。教師は児童生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。また、児童に関わるすべての職員が情報を共有し、保護者との連携を図りながら情報収集することが大切である。

早期発見の基本

◇児童のささいな変化に気づくこと

→児童の話ができる職員室

→気になる変化（遊びやふざけのような見える行為などに対して）は、

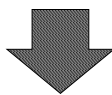
5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）をメモしておく。

◇気づいた情報を確実に共有すること

→集約担当者が情報を集約→情報は管理職へ報告→管理職の判断でいじめの認知判断

◇情報に基づき、速やかに対応すること

→「いじめ対策委員会」の招集。即日、家庭訪問、いじめられた側の心のケアを基本とした初期対応。



日常的に行うこと

～児童のささいな変化に気づくために～

□朝の会での健康観察の場面で、一人ひとりの顔を見る。

□学習ノートや日記等の記述に目を通し、文字や気になる書きぶりに敏感になる。

□休み時間の人間関係に気を配り、一人でいる児童に声をかける。

定期的に行うこと

■児童の生活を把握するための定期的な個人面談（おはなしタイム）を実施する。

■「こころとからだの健康調査」や活用する。聴取の結果などの二次資料の保管は5年とする。

■学年会や教育相談委員会で気になる児童について、短期的・長期的な支援を検討し、全校で見届けていく。

【相談しやすい環境づくり】

本人や周囲の生徒、保護者からの訴えについて、細心の注意をはらい、訴えを真摯に受け止める。

① 本人や周囲の仲間からの訴えに対して

[心身の安全の保証]

・訴えに対して「全力で守る」という姿勢を伝える。一時的に危険を回避する場所や時間を
提供し、担任やカウンセラー、教育相談担当を中心に本人の心のケアを最優先する。 提

[事実関係や心情を傾聴]

・事実関係の客観的な状況の把握と同時に本人の心情を聞き取る。

② 保護者に対して

[日頃の連携に努める]

・その子の良さや気になるところ等、学校の様子について連絡を日頃から行っておく。また、保護者懇談では、その児童の行動の様子やそこから伝わる人格的よさを伝え、信頼関係を築く。

Ⅳ いじめ発見のポイント

中津川市立南小学校

ちょっとした児童の変化を見つけ（早期発見）、すぐに対応（早期対応）することによって大きないじめ問題に発展することを防止する。いじめの発見や指導については、教師の鋭い観察力や人権感覚が必要である。また、教師間の連携（報告・連絡・相談）を強化することも大切である。下記に示す〈いじめ、差別等「発見、指導」のポイント〉から、児童の心のSOSに気づけるよう日々努力する。

〈いじめ、差別等「発見」のポイント〉

1 登校、下校

- ① 元気がない。（肩を落として歩く、とぼとぼ、ゆっくりすぎる）
- ② 急に、一人で登校し始める。
- ③ カバンをいくつも持っている。（持たされている？）
- ④ 登校して教室からです、自分の席から動かない。
- ⑤ カバンや衣服が汚れていたり破損したりしている。（途中で何かあったかも？）
- ⑥ 遅刻、早退、欠席が増える。（いじめによる不登校傾向のスタートかも？）

2 朝の会、帰りの会

- ① 泣いている、机に伏せている。（それでもほうっておかれている）
- ② 遅れてくる。
- ③ 机が隣と離れている。
- ④ “一日の振り返り”のときなどに、小さなことでも集中的に名前がでる。
- ⑤ 強い口調で言われる。（何か指示される、命令調で言われる）
- ⑥ 呼び捨て、あだ名で呼ばれる。（仲間からの呼ばれ方には気を配る）
- ⑦ 予定を書こうとしない。（いじめられて意欲がわからない場合も考えられる）
- ⑧ 正論を言っているのにやじられる、無視される、まわりが変な雰囲気になる。

3 授業

- ① 筆箱、ノート、教科書をよく忘れる。（隠されたり勝手に使われたりしている）
- ② 机や持ち物に落書きがしてある、乱れている。（他者にやられている場合がある）
- ③ 泣いている、机に伏せている。（それでもほうっておかれている）
- ④ 呼び捨て、あだ名で呼ばれる。（授業中は「～さん」で統一、教師も！）
- ⑤ 机が隣と離れている。（班隊形にした時も注意！）
- ⑥ 正論を言っているのにやじられる、無視される、まわりが変な雰囲気になる。
- ⑦ 消しゴムのかけらなどを投げられる。
- ⑧ エンピツや定規などでつつかれる。
- ⑨ 襟などに何か入れられる、いたずら書きなどをはさまれる。
- ⑩ 少人数や委員会するとき、座るのをためらわれる席の児童。
- ⑪ 授業中「トイレに行きたい」と申し出る。（いじめられていると休み時間に行けない）
- ⑫ 席を変わらせる子（特に特別教室。普通教室でもありうる。）
- ⑬ きつい係や人気のない仕事を、いやと言えないで押しつけられる子。
- ⑭ ノートをとらなくなった、乱雑になった。集中して話が聞けなくなった。
- ⑮ グループ学習や生徒活動のとき誰かに呼び付けられる。特定の子の所へ行く。
- ⑯ しばしば、授業に遅れる。

「保健室に行っていました。」「トイレに行っていました。」「～を探していました」「～を片付けていました」

4 休み時間

- ① よく職員室や保健室に来る。
- ② 教室で一人のことが多い。
- ③ トイレの前に立っている（立たされている＝見張り役）
- ④ 暗い顔をして、誰かに手を引かれている、誰かの後をついて歩いている。（人目につかない所、いじめ場所への途中?）
- ⑤遊んでいるようで、よく見ると集中的に何かぶつけられている。
- ⑥プロレスの技をかけられっぱなし。いつもかけられる側。複数の者に技をかけられる。
- ⑦玩具的な扱いを受けている。（耳や鼻を引っ張られる、小突かれる、けられる）
- ⑧校外へ出る。
- ⑨何人かでひそひそ話している子たちの視線の先にいる子。
- ⑩職員室の前などをうろうろしている。（何か訴えたい?）
- ⑪教室移動のとき、集団から離れて歩いている。

5 給食の時間 *以下の点には注意が必要ですが、教師の配慮で全て未然に防げます

- ① 給食当番で、いつも面倒臭い分担（重い物）をやらされる。
- ② 給食当番で、配ると変な顔をされる。他者が配ったのと変えられる。
- ③ しばしば、足りないメニューがある子（とられた、意識的に配られなかった）
- ④ デザートなどをくれくれと言われる子。自分から進んで特定の子にあげる子。
- ⑤ 自分の分にいたずらをされる子。（箸をさす、混ぜる、かくす）
- ⑥ いつも一人でおそくまで食べている子（当番に嫌がられている可能性あり）

6 掃除の時間 *以下の点には注意が必要ですが、教師の配慮で全て未然に防げます

- ① いつも、きつい分担をやっている子（冬の雑巾がけ、机つり）
- ② いつも、ゴミ捨てに行っている子（分担がはっきりせず、さぼりぎみの掃除場所で）
- ③ ほうきでたたかわれている子、雑巾を投げ付けられている。
- ④ ゴミをはき付けられてたり、水をかけられたりしても怒らない。

7. 児童会・クラブ活動・学活

- ① たまにおくれて、きつく責められる。
- ② 特定の子ばかりやらされる。
- ③ いつも、後片付けや使い走りをさせられる。
- ④ ペア練習で、いつも余ってしまう。ペアになることを避けられる。
- ⑤ ペア活動などの練習に行きたがらない。さぼりがちである。
- ⑥ 下級生からなめられたり、ひどい言い方をされたり、呼び捨てされる。
- ⑦ ゲームで、チームに入ると（先生が入れると）、他者がいやな顔をする。

8 その他・全体的に

- ① 席替えやグループづくりのとき、隣や同グループになるのを嫌がられる。
- ② 急に、成績が下がる。
- ③ 視線が定まらない。おどおどしている。
- ④ 笑顔が消えた。
- ⑤ 無口になった。
- ⑥ 急に、行動力のある子と一緒に行動しだした。急に友達が変わった、なくなった。
- ⑦ 係をやめたい、変わりたいという。
- ⑧ 「席替えをして」と頼みにくる。
- ⑨ 靴、上履き、カバン、持ち物がなくなる。（壊される、落書、画鋲が入っている）
- ⑩ いつも、あだ名や呼び捨てで呼ばれる。（休み時間の名前の呼ばれ方には注意！）
- ⑪ いつも、他者の用事で職員室にくる。
- ⑫ 特定者の人の手伝いをする。用事を頼まれる。（良い行為だが、二面性あり）
- ⑬ 学習ノート、日記で、不安や心配を暗にほのめかす。
- ⑭ 学習ノート、日記の中身が急に形式的な優等性的なものになる。
- ⑮ 学習ノート、日記の字体が変わる。乱雑になる。出さなくなる。

V いじめの早期対応

中津川市立南小学校

いじめの相談を受けたり、その兆候を発見したりした場合、問題の軽重に関わらず、早期に適切な対応をすることが大切である。生徒指導対応や事故対応と同様に、組織で動くことを基本とし、特に確かな初動体制が解決に向けての決め手となる。いじめの解決に向けて一人で抱え込まず、学年や学校体制で組織的に対応しなければならない。いじめられている（と感じている）児童の苦痛を取り除くことを最優先にし、事実確認を正確に行い、指導体制や支援方法を決定する。下記が「いじめ対策委員会」が行う対応の概要である。

いじめ情報のキャッチ

「いじめ対策委員会」の招集

【「いじめ対策委員会」における対応】（個人で対応せず、あくまでも組織で対応！）

正確な実態把握

- 被害を訴える児童から、事実及び心情を十分に聞き取る。
 - ・聞き取る場所及び時間を配慮し、安全を確保・保障する。
- いじめに関わったと思われる児童及び周囲の児童からの聞き取りを行う。（即日・同時・個別・複数対応・とどめ置き）
 - ・5W1Hを時系列になるように記録する。
 - ・複数の教職員で、個別に・同時に聞き取る。
 - ・聞き取る時は、焦らず、慎重かつ注意深く進める。
 - ・事実を付き合わせ、矛盾やズレがないか整理し、実際の状況を理解する。
 - ・いじめられた児童に寄り添い、いじめた側の児童にも丁寧に聞き、お互いの納得を大切にする。
 - ・聞き取り中は指導を入れない。正確な事実確認につながる。

<把握すべき情報（例）>

- ①誰が誰をいじめているのか？（加害者と被害者の把握）
- ②いつ、どこで起こったのか？（場所と時間の確認）
- ③どんな被害を受けたのか？（内容）
- ④いじめのきっかけは何か？（背景と要因）
- ⑤いつ頃から、どの位続いているのか？（期間）
- ⑥今後どのようにしていきたいか？（ゴール設定に対する本人の意向）

指導体制・指導方針決定

- 指導のねらいを明確にする。（被害者、加害者、周囲の生徒）
- 対応する教職員の役割分担を考える。関係教職員または、すべての教職員への共通理解を図る。
- 関係諸機関との連携を図る。（**重大事態の報告・調査**）

児童への指導・支援

- 被害児童へは、つらい気持ちを共感的に受け止め、解決に向かう希望を持たせる支援を行う。また、温かい言葉をかけ、自尊感情を高める。
- いじめ側の児童に対しては、事実を確認すると共に、気持ちや状況についても聞き、その子の背景にあるものにも目を向け指導・支援する。その上で、いじめが人として決して許されない行為であり、いじめられる側の気持ちを認識させる。
- 当事者の問題に留めず、学級及び学年、全校の問題として捉え今後を生かす手立てを仕組む。

保護者との連携

- ◇いじめられた側の保護者に対して
 - 発見したその日の内に家庭訪問等で保護者と面談し、事実関係と学校の方針を伝え、今後の対応について協議する。
 - 保護者の心情を共感的に受け止める。継続して家庭と連携を取りながら解決に向かえるよう協力依頼をする。
- ◇いじめた側の保護者に対して
 - 正確な事実関係を説明し、被害児童の心情を伝え、よりよい解決と加害児童の変容に向けて協力して取り組んでいくことを依頼する。

継続した指導・経過観察・保護者との連携

事後の対応

- 教育相談の継続・連携中学SC等の活用
- 道徳等を含めた心の教育の充実を図り、学級を見直す。
- 心の教育・命の教育の充実
- 相当の期間経過観察（最低でも3ヶ月）し、本人及び保護者と面談の上解消と判断する。**

Ⅵ 重大事態への対応

中津川市立南小学校

「中津川市におけるいじめ防止のための基本的な方針（令和４年２月改訂版）より一部抜粋

1 いじめの防止等のために中津川市が実施する施策

資料の保管（令和４年２月８日 中教学第５４８号通知）

アンケートの質問票の原本等で、特記事項のないものを「一次資料」とし、その保存期間は実施日から５年間とする。アンケートの質問票に記載があり、そのことについての聴取を記録した文書や、学校がいじめを認知した事案の聴取の記録や調査報告書を「二次資料」とし、その保存期間は該当児童生徒が卒業後５年間とする。保管の方法については、紙媒体ではなく電子データ管理でもよい。

2 重大事態への対応

＜重大事態＞（法第２８条１項１号、２号）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

1 重大事態の意味について

法第２８条１項１号の「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の定命にいたる要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第２８条１項１号の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるときは、いじめを受けた児童生徒の状況に着目する。

例えば、以下のようなケースが想定される。

- 児童生徒が自殺を企図した場合 ○身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合

法第２号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席している場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒がいじめを受けたことにより相当な期間に渡り、連続して欠席しているような場合には、学校又は学校の設置者の判断により、迅速に家庭訪問などで状況を把握するなどの対応が必要である。児童生徒の保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たる。児童生徒又は本人からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

Ⅵ いじめ防止の対策のための組織

中津川市立南小学校

〈拡大いじめ対策委員会〉

〈いじめ対策委員会〉

- ◎校長 _____ 「総括」
 教頭 _____ 「総括補佐，教育委員会連携」担当
 「関係諸機関連携，小中学校連携」担当
 教務主任 _____ 「いじめ防止対策年間計画」担当
 ○生徒指導主事 _____ 「心とからだ健康調査作成・集計・分析」担当
 「ケース会議の計画、運営、指導の見届け」担当
 養護教諭 _____ 「日常の観察の集約」担当
 教育相談担当 _____ 「心のケア・カウンセリング」担当
 学年主任 _____ 「居場所・絆のある学年経営」担当（体験学習）
 SC・S相(外部) _____ （外部アドバイザーとしての役割）

- 人権主任 _____ 「ひびきあい活動」担当
 道徳主任 _____ 「心を豊かにする道徳教育」担当
 研究推進委員長 _____ 「わかる授業づくり」担当
 学習部長 _____ 「学習規律づくり」担当
 生活部長 _____ 「生活規律づくり」担当
 健康安全部長 _____ 「自他の命を大切にする取り組みづくり」担当
 情報主任 _____ 「情報端末に関わる研修」担当
 児童会担当 _____ 「自治的な取り組みづくり」担当

〈いじめ防止対策のための年間計画（「いじめ対策委員会」に関わって）〉

4月	拡大いじめ対策委員会① 指導方針・指導計画等 いじめ防止職員研修 いじめ対策方針説明会（保護者向け）	10月	いじめ対策委員会② こころとからだの健康調査
5月	こころとからだの健康調査	11月	こころとからだの健康調査
6月	こころとからだの健康調査	12月	ひびきあいの日の取り組み実施 こころとからだの健康調査
7月	こころとからだの健康調査	1月	こころとからだの健康調査
8月	人権教育研修会	2月	こころとからだの健康調査
9月	こころとからだの健康調査	3月	拡大いじめ対策委員会③ 本年度のまとめ，次年度の方針検討

*いじめ事案発生時は，校長が **緊急いじめ対策委員会** を招集し対応にあたる。